

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会規則 第 3 号	さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和4年4月20日

さいたま市人事委員会規則第3号

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第3（第5条関係） 学歴免許等資格区分表				別表第3（第5条関係） 学歴免許等資格区分表			
学歴免許等の区分				学歴免許等の区分			
基準学歴区分	学歴区分	学歴免許等の資格		基準学歴区分	学歴区分	学歴免許等の資格	
[略]				[略]			
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了</u> (2)~(4) [略]		2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)~(4) [略]	
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了</u> (2)~(6) [略]			2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)~(6) [略]	
[略]				[略]			
3 高校卒	[略]			3 高校卒	[略]		
	3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による <u>准看護師学校又は准看護師養成所の卒業</u> (2) [略]			3 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は <u>養成所の卒業</u> (2) [略]	
[略]				[略]			
備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「 <u>准看護師学校</u> 」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産師学校及び養護学校を含むものとする。				備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を含むものとする。			

産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。